

安全保障理事会決議 1855(2008)

2008年12月19日、安全保障理事会第6052回会合にて採択

安全保障理事会は、

1994年11月8日の決議955(1994)、1998年4月30日の決議1165(1998)、2000年11月30日の決議1329(2000)、2002年5月17日の決議1411、2002年8月14日の決議1431(2002)を想起し、

ルワンダ国際刑事裁判所(国際裁判所)に対して2008年末までに第一審のすべての公判活動を完了するため、および2010年にすべての作業を完了するためにすべての可能な措置を取ることを求めた2003年8月28日の決議1503(2003)、ならびに国際裁判所の完了戦略を完全に履行する重要性を強調した2004年3月26日決議1534(2004)をとりわけ想起し、

2008年12月10日付国際裁判所所長からの事務総長宛て書簡(S/2008/798)を添付した、2008年12月18日付事務総長からの安保理議長宛て書簡を留意し、および国際裁判所所長によってなされた勧告を審議し、

裁判所において現在勤める2名の常任裁判官が2008年末に辞職すること、3名の他の常任裁判官が、各自が担当する事件の終了をもって辞職する意思を示していること、また国際裁判所が事件に対するより多くの臨時裁判官を任命する権限を与えられれば、彼らの補充は必要ではないことを留意し、

完了戦略に合致するために可及的速やかに追加の公判を実施し公判を完了することを国際裁判所に可能とするための暫定的な措置として、規程により権限が与えられている9名の臨時裁判官まで追加の臨時裁判官を任命することを事務総長に認める妥当性を確信し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 2009年12月31日までに最大9名に戻すことを条件に、臨時裁判官の員数を規程の第11条(1)に定められている最大9名から、随時暫定的に最大12名まで増員することができるよう、公判を完了しもしくは追加の審理を行うために国際裁判所の所長の要請に基づいて、事務総長が追加の臨時裁判官を、現存する資金の範囲内で、任命することができる、と決定する。

2. 国際裁判所規程第 11 条（2）を本決議の添付資料に規定されているとおり修正することを決定する。

3. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

添付資料

第 11 条：裁判部の構成

2 第一審裁判部は各々 3 名の裁判官の班に分けられる。第一審裁判部の班は本規程のもとで第一審裁判部と同様の権限および責任を有し同じ規則に従い判断を下す。